

コラム4

被害者参加制度の運用状況

1 被害者参加制度の概要

平成19年に法律が改正され、平成20年12月1日から、「被害者参加制度」が施行され、殺人、自動車運転過失致死傷など^(注)の被害者の方やそのご遺族の方等（以下「被害者の方等」といいます。）から申出がなされ、裁判所が許可したときには、被害者の方等は、「被害者参加人」として、刑事裁判の公判期日に出席することができるようになりました。

また、「被害者参加人」は、被告人質問、情状に関する事項に関して証人尋問を行うことや、事実又は法律の適用についての意見を述べることもできるようになりました。

(注) 被害者参加制度の対象となる事件は、法律上、①故意の犯罪行為によって人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、③業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷、逮捕及び監禁、未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐等、④上記②、③のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（例えば、強姦致傷等）、⑤上記①ないし④の罪の未遂罪とされている（刑事訴訟法316条の33）。



2 被害者参加制度の運用状況

(1) 被害者参加の申出及び許可決定

「被害者参加制度」がスタートして、昨年11月末で1年が経過しましたが、被害者の方等からの申出がなされた件数は、552件926名に上っています。被害者参加の申出がなされた罪名別の内訳は表1のとおりであり、被害者参加申出をした人員の内訳は表2のとおりです。また、被害者参加許可決定がなされたのは、522件850名です。

被害者参加人は、被告人質問等の行為を弁護士に委託することができますが、資力の乏しい方でも弁護士の援助を受けることができるよう、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する「被害者参加人のための国選弁護制度」も同時にスタートしており、日本司法支援センターを通じて、同期間内に国選被害者参加弁護士の選定請求をされた方は、153件177名です。

表1 主な罪名別被害者参加申出件数の内訳

罪名	件数
自動車運転過失致死傷	265件 (21件)
強姦、強制わいせつ等	85件 (50件)
殺人、殺人未遂	65件 (35件)
傷害	56件 (26件)
強盗殺人、強盗致死	28件 (7件)
傷害致死	19件 (7件)
業務上過失致死傷	17件 (1件)
危険運転致死傷	10件 (0件)
誘拐、逮捕・監禁等	4件 (4件)
重過失致死傷	3件 (2件)

表2 被害者参加申出人員の内訳

本人	175名
配偶者	89名
直系親族（父母）	237名
直系親族（子）	146名
直系親族（その他）	25名
兄弟姉妹	64名
法定代理人	15名
委託を受けた弁護士	175名

() 内の数字は、国選被害者参加弁護士の選定請求件数である。

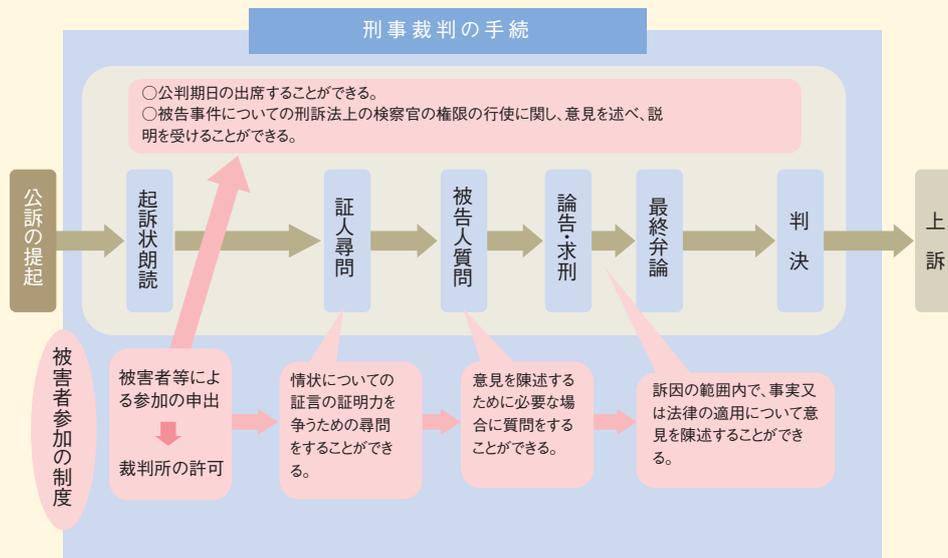
(2) 公判期日への出席、証人尋問・被告人質問、事実又は法律の適用に関する意見陳述について

従来から、被害者の方等には、優先的に傍聴席が確保されるように配慮されてきましたが、被害者参加人は、傍聴席からではなく、法廷内に座り、正に「事件の当事者」として、刑事裁判の公判期日に出席することができるようになりました。

また、被害者参加人は、例えば、被告人やその親族による示談や謝罪の状況といった、いわゆる一般情状に関する事柄について証人を自ら尋問することが認められています。

さらに、被害者参加人は、自ら法廷で、被告人に質問することができますし、事実又は法律適用に関する意見を述べるすることができます。法律適用に関する意見の中には、例え

犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要



ば、被告人を懲役〇年にしてもらいたいといった量刑に関する意見も含まれています。
「被害者参加制度」がスタートして1年が経過した時点において、被害者参加人がこれらの行為を行った件数等は表3のとおりです。

表3 被害者参加人による公判期日への出席件数等

裁判の公判期日への出席	410件657名
証人尋問	80件105名
被告人質問	266件329名
事実又は法律の適用に関する意見陳述	226件282名

3 今後の運用について

被害者の方等で、「被害者参加制度」を利用するか、その判断に迷われている場合など、お気軽に検察官にご相談ください。

(16) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じて、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面などの交付を全国で実施している。

(17) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施

平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が一部改正され、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲が拡大された（平成19年12月26日施行）。

(18) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充を行い、これまで、犯罪被害者等の希望に応じて、検察庁から

- ・事件の処理結果
- ・裁判結果

・加害者の刑務所からの出所情報

などを提供してきたところ、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会や保護観察所が連携し、犯罪被害者等の希望に応じて、

- ・加害者の受刑中の処遇状況に関する事項
- ・仮釈放審理に関する事項
- ・保護観察中の処遇状況に関する事項

などの情報についても提供している。

また、全国の保護観察所に、被害者担当官や被害者担当保護司を配置し、加害者情報の提供などの犯罪被害者等施策に当たらせている。

(19) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、少年院送致処分又は保護

観察処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、

- ・少年院における処遇状況に関する事項
 - ・仮退院審理に関する事項
 - ・保護観察中の処遇状況に関する事項
- などを通知している。

(20) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、「更生保護法」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じて、保護観察所が、犯罪被害者等から心情などを聴き、これを保護観察対象者に伝えている。

平成21年中に、心情などを伝えた件数は83件であった。

(21) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、「更生保護法」に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、地方更生保護委員会が、犯罪被害者等から、意見などを聴き、仮釈放などを許すか否かの判断に当たって考慮するほか、許す場合には、その特別遵守事項を設定する際の参考としている。

平成21年中に、意見などを聴いた件数は279件であった。

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

(22) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

平成20年6月11日、「少年法の一部を改正する法律」（平成20年法律第71号）が成立した（平成20年12月15日施行）。

これにより、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができることとされるとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲が拡大されるなどした。

コラム5

平成20年改正少年法の運用の概況

平成20年12月15日に少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）が施行され、新たに、(1)被害者等による少年審判の傍聴、(2)被害者等に対する審判の状況の説明の各制度が導入されました。平成20年12月15日から平成21年12月31日までの約1年間の各制度の運用の概況は次のとおりです。

1 被害者等による少年審判の傍聴

家庭裁判所は、少年が故意の犯罪行為や交通事故などにより、被害者を死亡させたり、被害者の生命に重大な危険を生じさせた事件（例えば、殺人、傷害致死、傷害、自動車運転過失致死傷など）について、被害者等から審判の傍聴の申出があり、少年の年齢及び心身の状態等を考慮して、相当と認めた場合には、傍聴を許すことができることとされました。

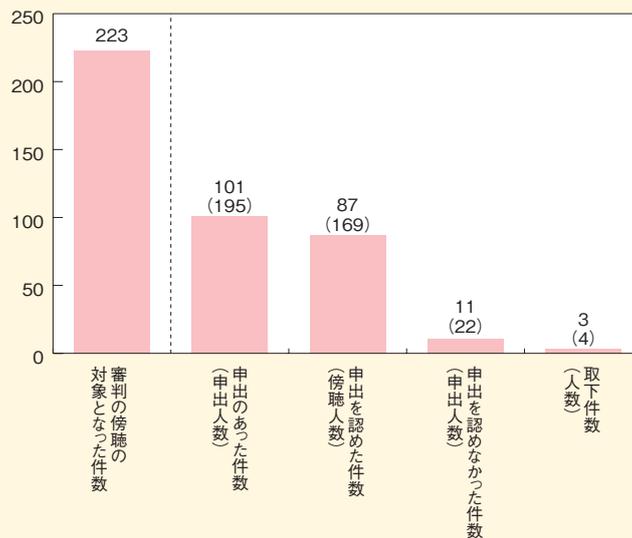
資料1のとおり、平成20年12月15日から平成21年12月31日までの審判の傍聴の対象となった事件は223件であり、そのうち101件について申出がされ、87件について審判の傍聴が認められています。

審判の傍聴の申出がされた罪名としては、傷害致死、自動車運転過失致死などが多く、その内訳は資料1の円グラフのとおりです。また、審判の傍聴が認められた87件における少年の犯行時年齢は、19歳が23人と最も多く、続いて、18歳が20人、17歳が14人、16歳が11人、14歳が11人、15歳が4人、13歳が4人となっています。

審判の傍聴が認められた87件のうち、申出人から傍聴付添いの申出がされたのは29件であり、いずれも傍聴付添いが認められています。

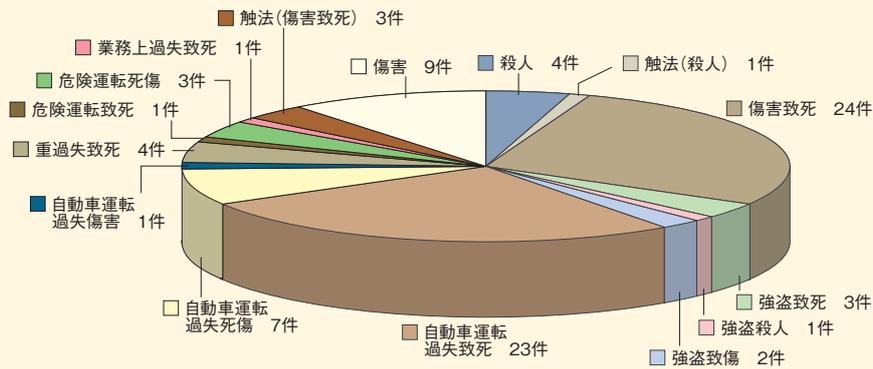
なお、審判の傍聴が認められなかった22人については、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものなどです。

(資料1)



(注) 件数と人数が異なるのは、1件につき複数の者からの申出がされる場合があることによる。

罪名別実施状況



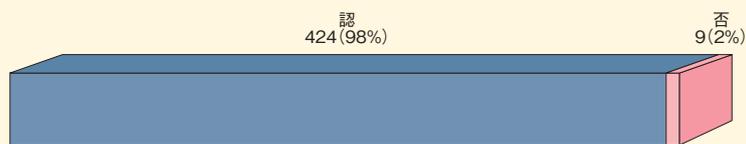
2 被害者等に対する審判の状況の説明

家庭裁判所は、被害者等から申出があり相当と認められた場合には、審判の状況を説明することとされました。

資料2のとおり、平成20年12月15日から平成21年12月31日までの審判の状況の説明の申出人数は433人であり、そのうち424人について申出が認められています。

なお、申出が認められなかった9人については、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものです。

(資料2) 審判の状況の説明



(2) 検察審査会の議決に拘束力を認める制度の運用への協力

一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を認める制度が平成21年5月21日に施行された

ことに伴い、検察庁において、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力を行うなど、その適切な運用が図られるよう努めている。

第4節 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

報の提供に関する検討及び施策の実施」参照)。

(1) 犯罪被害者等への訪問・連絡活動の実施

警察において、犯罪被害者等からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官が犯罪被害者等を訪問し、被害の回復、拡大防止などに関する情報の提供、防犯上の指導連絡などを行っている。また、被害の態様などによっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動などを行っている。

警察庁においては、平成19年2月に地域部門と事件捜査部門の連携強化や警察署長などを責任者とする指導監督体制を盛り込むなどの改正を加えた「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を各都道府県警察に発出しており、同要領の効果的運用を指示している。

平成21年の実施状況については、通知希望者数は、61,007名であり、実際に通知を行った延べ数は107,464名であった。

法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数	通知者数
平成13年	14,777	22,672
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
平成21年	61,007	107,464
合計	418,346	679,286

提供：法務省

※平成13～19年については、検察庁における実施状況
※通知者数とは、通知の延べ数である。

(2) 被害者等通知制度

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。なお、平成19年12月からは、同制度を拡充し、検察庁、刑事施設、保護観察所などが連携し、被害者等の希望に応じて、加害者の処遇状況などについても通知している（P62(18)「判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充」、P62(19)「保護処分決定確定後の加害少年に係る情

(3) 被害者支援員の配置

検察庁において、被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支

被害者支援員のポスター



提供：法務省